

NEWS RELEASE

令和2年4月17日

各 位

宮城第一信用金庫

新型コロナウイルスに感染症の拡大防止に対応する 有給休暇（特別休暇）取扱い開始について

宮城第一信用金庫（理事長・菅原 長男）は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による小学校等の臨時休業および学級閉鎖等の措置を踏まえ、子育て中の職員が安心して休暇を取得しやすい支援体制を整備しましたので、お知らせいたします。

記

1. 支援整備

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応する有給休暇（特別休暇）

2. 対象者

以下を持つ職員（嘱託職員・臨時職員・パート職員を含む）

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業等をした小学校等に通う子どもを養育する職員
- （2）新型コロナウイルスに感染または感染したおそれがある子どもなどを養育する職員

3. 期間

2020年4月17日から6月30日まで日数の上限はありません。

以 上